

<【ドコモ・ファイナンスのフラット35】諸費用金額等明細表>

私（連帯債務者を含みます。）は、【フラット35】の借入れの対象となる諸費用について、次のとおり申し出ます。

この諸費用金額明細表の金額に変更があった場合は、速やかに申し出ます。

この申出に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済いたします。

お申込人名（自署）	様
連帯債務者名（自署）	様

諸費用金額欄に金額を記入してください。参考金額を超えて記入する場合等は確認書類をご提出いただく場合があります。

なお、請負契約書・売買契約書に計上されている項目の金額については、明細書には記載しないでください。

諸費用項目	建設	購入	借換	確認書類	諸費用金額(税込)	参考金額	金融機関使用欄
(1) 住宅の敷地に水道管、下水道管を引くための費用(水道負担金等)	●	●		(a) 申込人が請求先に直接支払う場合 申込みご本人が直接申請先へ支払ったことが確認できる申請書、領収書※1、請求書など	円	150,000 円	円
(2) 建築確認・中間検査・完了検査申請費用	●			(b) 事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された売買契約書、工事請負契約書、注文書・注文請書※1なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書又は領収書※1に取得住宅に係る費用であることが分かる記載があるとき(取得対象住宅の所在地が記載されている等)は当該書類でも可	円	290,000 円	円
(3) 建築確認等に関する各種申請費用※3	●				円		円
(4) 適合証明検査費用※13	●	●	●		円	210,000 円 (借換は適合証明検査費用のみ利用可・110,000 円)	円
(5) 住宅性能評価関係費用	●	●			円	60,000 円	円
(6) 長期優良住宅認定関係費用※4	●	●			円		円
(7) 認定低炭素住宅の関係費用※5	●	●			円		円
(8) 建築物省エネ法に基づく評価または認定に係る費用	●	●			円	210,000 円	円
(9) 既存住宅売買瑕疵保険付保に係る費用※中古住宅購入時		●			円		円
(10) ホームインスペクション(住宅診断)、耐震診断に係る費用		●			円	220,000 円 (借換は50,000円)	円
(11) 登記費用(司法書士報酬・土地家屋調査士報酬・登録免許税)※11	●	●	●	司法書士または土地家屋調査士が発行する見積書※1※12	円		円
(12) 固定資産税・都市計画税の清算金（お借入れの対象となる住宅・土地の購入に伴い、売主と清算を要したものに限り。）	●	●		重要事項説明書、清算書	円	100,000 円	円

諸費用項目	建設	購入	借換	確認書類	諸費用金額(税込)	参考金額	金融機関使用欄	
(13) 外構工事の費用	●	●		請負契約書、 売買契約書 又は 注文書・注文請書※1 (請求書又は領収書での確認は不可とする。測量、境界確定のための費用については、土地家屋調査士が発行した見積書でも可。)	円		円	
(14) 設計費用、工事監理費用	●				円		円	
(15) 敷地の測量、整地、境界確定、造成、地盤(地質)調査、擁壁の築造、地盤改良のための費用	●				円		円	
(16) 敷地内の既存家屋等の取壊し、除却の費用	●				円		円	
(17) 住宅への据付け工事を伴う家具を購入する費用※2	●				円		円	
(18) 屋根、外壁、住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電設備の設置費用 ※住宅購入の場合は新築住宅のみ	●	●			円		円	
(19) 内装変更、設備設置のための工事費用※新築住宅購入時のみ	●	●			円		円	
(20) 浄化槽設置費用	●	●			円		円	
(21) 太陽光発電設備の工事費負担金 (電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に、申込人に対して請求する費用)	●	●			(a) 申込人が請求先に直接支払う場合 申込みご本人が直接申請先へ支払ったことが確認できる申請書、領収書※1、請求書など (b) 事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された売買契約書、工事請負契約書、注文書・注文請書※1なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書又は領収書※1に取得住宅に係る費用であることが分かる記載があるとき(取得対象住宅の所在地が記載されている等)は当該書類でも可。	円		円
(22) 既存家屋等の解体を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込めを含む。）に係る費用	●	●			円		円	
(23) 土地購入に係る仲介手数料(土地取得費の融資を受ける場合に限り)	●			契約書、請求書または領収書※1	円		円	
(24) 住宅購入に係る仲介手数料		●			円		円	
(25) マンション修繕積立基金(引渡時一括分に限り)		●		重要事項説明書、 資金計画書	円		円	
(26) マンション管理準備金(引渡時一括分に限り)		●			円		円	
(27) 融資手数料※6	●	●	●		円		円	
(28) つなぎローンに関する金利、融資手数料（つなぎローンを利用する場合）※7※8	●	●	●	-	円		円	
(29) 金銭消費貸借契約証書に貼付した印紙代(お客さま負担分)※6	●	●	●		円		円	
(30) 請負契約書・売買契約書に貼付した印紙代(お客さま負担分)	●	●		請負契約書・売買契約書	円		円	
(31) 火災保険料※9(積立型火災保険商品※10に係るものを除く)、地震保険料※9	●	●	●	保険会社が発行した 見積書	円		円	
諸費用金額合計					円		円	

※1 名称が異なっても同等の書類(宛先、発行元、発行日付の記載があり、取得住宅に係る費用であることが分かるもの、ただし、契約書又は注文書及び注文請書の代替書類は、双方の署名、捺印、契約内容に応じた印紙及び消印が確認できるものに限り。)であれば構いません。

※2 壁面収納、キッチンカウンター等、あらかじめ住宅と一体として据付ける家具の購入費用。なお、据付家具以外の家具(転倒防止家具の取付をした家具を含む)は対象となりません。

※3 各種申請費用とは、以下の費用を指します。

● 浄化槽申請手数料	● 土地地区画整理法第76条申請手数料	● 市街化調整区域申請手数料	● 狭い道路申請手数料
● 建築基準法第88条工物申請手数料	● 農地地区申請手数料	● 中高層申請手数料	● ホームエレベーター申請手数料
● 文化財保護法申請手数料	● 開発行為(都市計画法第29条)申請手数料	● 建築基準法第43条第2項2号申請手数料	● 宅地造成等規制法第8条許可申請手数料
● 水路占用許可申請手数料	● 沿道掘削申請手数料	● 構造計算適合性判定手数料	● 農地転用申請手数料
● 河川占用許可申請手数料	● 急傾斜崩壊危機区域申請手数料	● 都市計画法第53条建築許可申請手数料	(行政書士報酬等の手続き費用を含む)

※4 長期優良住宅の認定に係る費用で、登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※5 認定低炭素住宅の認定に係る費用で、登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※6 ドコモ・ファイナンスのフラット35以外の借入（プロローン等）に係るものは融資対象とすることはできません。ただし、ドコモ・ファイナンスのフラット35つなぎローン、ドコモ・ファイナンスのフラットONE、ドコモ・ファイナンスが取り扱っているアプラスのマイホームプランを除きます。

※7 貸付金融機関が当該住宅以外の場合は、確定届出時に金利等の費用の確定金額を確認することができる金融機関に限り、また確定届出時に、次の(ア)又は(イ)の方法で利息額の確認又は算出を行います。

(ア)申込者から当該つなぎローンの貸付金融機関が発行する利息額を確認できる書類の提出が受けられる場合、申込者から提出された書類に記載された利息額となります。

(イ)申込者から当該つなぎローンの貸付金融機関が発行する利息額を確認できる書類の提出が受けられない場合、申込者から当該つなぎローンに係る契約を証する書類の提示を受け、「借入金額」「借入利率」及び「借入日」については当該書類に記載された内容とし、「返済日」についてはフラット35の実行予定日とした上で算出した利息額となります。この場合にあたっては、利息額を算出するために使用した書類について当社に提出が必要となります。

※8 借換の場合、借換前のつなぎローンに係る金利・融資手数料を除く

※9 保険契約に付随する特約(オプション)に係る費用を含みます。

※10 満期時に一定の金銭(満期返戻金など名称は問いません。)を受け取ることができる特約(オプション)のついた商品。

※11 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※12 マンションなど事業者が複数の新築住宅(住戸)をまとめて登記する場合は、当該事業者が発行した重要事項説明書又は資金計画書により金額を確認しても差し支えありません。

※13 借換の場合、昭和56年5月31日以前に建築確認を行った旧耐震住宅の場合に必要となる書類に係る費用